

令和 5 年度「主要な議会活動」の基本的な考え方（案）

1 主要な議会活動（事業）

- (1) 外部評価
- (2) 自己評価
- (3) 研修事業
- (4) 芽室町議会モニター制度
- (5) 議会報告と町民との意見交換会
- (6) 白樺高校との包括連携協定事業
- (7) 芽室高校との意見交換会

2 基本的な考え方の趣旨

- (1) 令和 5 年度活性化計画主要事業案の根拠として、基本的な考え方を議会運営委員会が整理したもの。
- (2) 芽室町議会の理念である「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を大前提として整理したもの。
- (3) それぞれの議会活動（事業）ごとに、事業の根拠・目的・目標を明確に整理したもの。
- (4) これまでの取組経過と課題に基づき、令和 5 年度の実施のポイントを例示して整理したもの
- (5) 議長諮問事項（R3-4）に対する答申（議会・議会改革諮問会議）を議会活動に反映するよう整理したもの。

■ 外部評価（2月21日議運決定事項）

1 事業の根拠

- (1) 議会基本条例第10条第3項
- (2) 議会改革諮問会議からの答申（資料3-2）
- (3) 北大公共政策大学院（HOPS）研究成果＜資料3-3（P37）＞

2 事業の目的

- (1) 議会としての評価を1年ごとに適正に行い、評価の結果を町民に公表する（条例第10条第3項）
- (2) 町民意見を基軸とした議会政策形成サイクルの作動（R4 芽室町議会活性化主要事業①）
- (3) 町民ニーズに的確な議会権能の発揮（R4 芽室町議会活性化主要事業②）

3 事業の目標

外部評価による活動事業の集中と選択（R4 芽室町議会活性化事項）

4 これまでの経過と課題

- (1) 議員研修会（「HOPS インターンシップ研究成果報告会」）による「議会改革の現状と課題」の再確認（R4.11.24）
- (2) 高校との連携事業（白樺高校との包括連携事業、芽室高校との意見交換会）に外部評価制度を実践。PDMシートを活用し、事業の目的や目標の設定と自己評価の試行。
- (3) 外部評価の前提となる事業目標設定に係る議会内共通認識の未達（PDMシートに係る共通理解及び目標設定等の未達）

4 令和5年度実施事業のポイント（目標達成・課題解決のための手段や方策）

- (1) 議員間討議による外部評価対象事業の目的、目標の共通認識。
- (2) 議会内事業評価（自己評価）を踏まえた議会モニターによる外部評価の実施。
- (3) 外部評価に基づく事業の取捨選択および事業手法の再考。

■ 自己評価（2月10日議運決定事項）

1 事業の根拠

- （1）芽室町議会基本条例第10条第3項

2 事業の目標

議会の活性化に終えんがないことを常に認識し、議会としての評価を1年ごとに適正に行い、評価の結果を町民に公表する（条例第10条）

3 これまでの経過と課題

- （1）議会基本条例に則って議会の評価と併記して年度末に実施
- （2）これまでの経緯があり、手法を変更する決定的な理由に欠ける。
- （3）評価基準があいまいであり、評価の客観性に疑問が残る。
- （4）議会基本条例を読み直すことのメリットを強調し過ぎると、評価全体が目的化する。

4 令和5年度事業実施のポイント（目標達成・課題解決のための手段や方策）

- （1）議会基本条例に則った評価を行うことの意義や、評価結果の具体的な活用についての議員間の認識の共有
- （2）評価作業の負担軽減と注力すべき作業の選択と精査
- （3）条文の趣旨に適合する具体的な評価手法の検討と再考

■ 研修事業（2月3日議運決定事項）

1 事業の根拠

- (1) 芽室町議会基本条例第6条
- (2) 芽室町議会議員研修要綱第4条

2 事業の目標

- (1) 議員の政策形成および立案能力等の向上を図る。（条例第6条）
- (1) 議員の資質の向上と議会活動の活性化を図り、もって町政の健全な発展と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。（要綱第4条）

3 これまでの成果・経過と課題

- (1) 町の重要政策をテーマにした議員間討議の実践（「物価高騰対策」をテーマに全議員によるグループワークの実施）
- (2) 北大連携協定事業（HOP S）による研究成果の議会活動への反映（外部評価の試行・実践）
- (3) 議員のニーズ調査（アンケート）に基づく研修テーマの設定
- (4) 町の政策課題の解決に向けた知識の会得（新嵐山・プール等の運営）
- (5) 政務活動費の検討
 - ・ 議長諮問事項に対する答申書（R4.9.5）を踏まえた検討
 - ・ 検討完了は令和6年度末

4 令和5年度事業実施のポイント（目標達成・課題解決のための手段や方策）

- (1) 議員間討議の研修継続（講師：早稲田大学マニフェスト研究会等）
- (2) 議会基本条例の趣旨の研修実施（講師：議会サポーター等）
- (3) 官民協働による公共施設経営の知識会得（講師：議会サポーター等）
- (4) 政務活動費の研究・研修（講師：議会サポーター等）

■ 議会モニター制度（1月27日全員協議会共有事項）

1 事業の根拠

- (1) 芽室町議会基本条例第24条
- (2) 芽室町議会モニター設置規程第1条

2 事業の目標

- (1) 提言や意見を聴取し議会運営に反映する。（条例第24条）
- (2) 議会改革、活性化の推進及び政策提案機能を強化する。（規程第1条）

3 これまでの経過と課題

- (1) 議長諮問事項（「議員定数と報酬のあり方について」「多様な議員のなり手について」）に係る意見交換及び意見聴取
- (2) 議員間討議事項（「物価高騰に対する今後の支援策について」）に係る意見交換及び意見聴取
- (3) 議会活動の外部評価（白樺高校連携協定事業・芽室高校意見交換会）

4 令和5年度事業実施のポイント（目標達成・課題解決のための手段や方策）

- (1) モニター制度の趣旨を議会内で再確認し、改正後の規程に基づく機能発揮を目指す。（会議が目的ではなく、日常の議会・委員会活動における住民意見の聴取と反映を目的として効果・効率的に機能させる。）
- (2) 議会活動（個別の活性化事業）に対する外部評価の機能発揮を目指す。
- (3) 高校生モニターの拡充を検討する（白樺・芽室高校をはじめ町内在住高校生への拡充を検討する）
- (4) 新たなモニター選考の方法を検討する＜無作為抽出によるモニター選考のあり方を検討する。（例）抽出者＝モニター、抽出者＝モニター制度の周知強化対象＞

■ 議会報告と町民との意見交換会（2月10日議運決定事項）

1 事業の根拠

(1) 芽室町議会基本条例第2条第4項（基本理念）

議会は、広く町民の意思を把握し、町政に的確に反映させることを目的に、議員個々の資質を高め、議会機能の強化並びに活性化に取り組み、議会力及び議員力を強化します。

(2) 芽室町議会基本条例第4条第2号（委員会及び委員長の活動原則）

町民に対し審査の経過及び所管する行政課題等に対処することを目的に、意見交換会等を開催すること。

(3) 芽室町議会基本条例第8条第5項（町民参加及び町民との連携）

議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行います。

(4) 芽室町議会「議会報告と町民との意見交換会」の実施規程

2 事業の目標

議会活動を報告し、町民の提言や意見を議会活動及び議会運営に反映する。

3 これまでの経過と課題

(1) H28 から町内小中学校単位のPTAを対象として実施している。

(2) R4は、新型コロナウイルス感染症が教育現場で収束していないことから、各学校との協議の結果、アンケートによる意見聴取を実施した。

(3) R4は、事業目標に掲げる「町民の提言や意見を議会活動及び議会運営に反映させる」ため、聴取内容を両常任委員会に振り分け、R5年度への継続調査とした。

(4) R4年度は、事業実施時期が冬期休業中となり、アンケート協力依頼が年末年始をまたぐこととなったため、日程設定に余裕が必須である。

4 令和5年度事業実施のポイント（目標達成・課題解決のための手段や方策）

(1) 事業実施前に事業の目的と目標を明確にし、議会内の共通認識を図り、事業に取り組む手順とする。

(2) 事業終了後には、事業目的（町民の声を議会活動及び議会運営に反映させる）を達成するために、議員間討議を実施する。

(3) 事業の実施手法について、前例に固執せずに創意工夫し、規程の見直しを含めて議会内で改めて協議・検討する（例：既存イベントへの参加、対象を限定せずに町民だれもが意見交換できる場の創出等）

■ 白樺高校との包括連携協定事業（2月3日議運決定事項）

1 事業の根拠

- (1) 芽室町自治基本条例第3条第6号（議会と議員活動の原則）
- (2) 芽室町議会基本条例第2条第4項（基本理念）
- (3) 包括連携協定書第1条（目的）・2条（連携事項）

2 事業の目標

- (1) 広く町民（若い世代）の意思を把握し、町政に的確に反映させる。（議会基本条例第2条第4項）
- (2) 議員との交流を通じ、異世代とのコミュニケーション能力を磨く（白樺高校実施要綱）。
- (3) 地方自治の担い手としての意識を持たせる（白樺高校実施要綱）。

3 これまでの経過と課題

- (1) 平成28年から実施していた意見交換を、同30年に連携協定締結へと発展させ、毎年双方で協議を重ねながら、事業内容（1・3年生別）を確定させ実施している。
- (2) 令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全議員での対応が困難ながらも、事業を継続実施している。
- (3) 事業目標である高校生の声を政策に反映するための議論ができていない。

4 令和5年度事業実施のポイント（目標達成・課題解決のための手段や方策）

- (1) 議会として、事業実施前に事業の目的と目標を明確にし、議会内の共通認識を図り、それを踏まえて、学校との協議・調整により双方の共通認識を図ってから、事業に取り組む手順とする。
- (2) 学年（1・3年）別の事業については、（1）を前提として学校側と協議し、目標達成に向けた事業内容の詳細を協議・検討する。
- (3) 高校生の声を政策に反映させるべく議員間討議を事業終了後に実施する。（P・D・「C・D」・A）の「C（チェック）・D（ドウ）」のイメージ）

■ 芽室高校との意見交換会（2月3日議運決定事項）

1 事業の根拠

- (1) 芽室町自治基本条例第3条第6号（議会と議員活動の原則）
- (2) 芽室町議会基本条例第2条第4項（基本理念）

2 事業の目標

広く町民（若い世代）の意思を把握し、町政に的確に反映させる。（議会基本条例第2条第4項）

3 これまでの経過と課題

- (1) 継続的に事業を実施することにより、目的達成する機会が増す。
- (2) 生徒との意見交換を通じ、現状の魅力についての長所・短所は具体的に共通認識を図られた。
- (3) 聴取した意見をどのような道筋で政策に反映していくのかが課題。
- (4) 事業目標である高校生の声を政策に反映するための議論ができていない。

4 令和5年度事業実施のポイント（目標達成・課題解決のための手段や方策）

- (1) 議会として、事業実施前に事業の目的と目標を明確にし、議会内の共通認識を図り、それを踏まえて、学校との協議・調整により双方の共通認識を図ってから、事業に取り組む手順とする。
- (2) 議会として、若い世代の意見を聞く場を常に持てるよう今後も継続して事業を実施し、実施時期・事業内容等については、年度当初から学校側と協議をし、参加人数、事業手法については柔軟に対応していく。
- (3) 高校生の声を政策に反映させるべく議員間討議を事業終了後に実施する。（P・D・「C・D」・A）の「C（チェック）・D（ドウ）」のイメージ）